

令和 6 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 9月定例会付託案件 2
 - 1. 所管事務調査 2 3
-

令和 6 年 1 0 月 4 日（金曜日）

文教福祉委員会会議録

令和6年10月4日 金曜日

午前10時00分開議

午前11時58分開議（実時間106分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第93号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）
1. 議案第114号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）
1. 議案第96号・専決処分の報告及びその承認について（令和6年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分））
1. 議案第103号・契約の締結について（八代市立博物館大規模改修建築工事）
1. 議案第104号・契約の締結について（八代市立博物館大規模改修機械設備工事）
1. 議案第116号・財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書及び指導書）
1. 議案第117号・財産の取得について（追認）（小学校教師用デジタル教科書）
1. 議案第118号・財産の取得について（追認）（中学校教師用教科書及び指導書）
1. 議案第119号・財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書及び指導書）
1. 議案第107号・熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
1. 議案第111号・八代市国民健康保険条例の一部改正について
1. 議案第109号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（児童手当法関係）
1. 議案第110号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（生活保護法関係）
1. 所管事務調査
・教育に関する諸問題の調査

- ・保健・福祉に関する諸問題の調査
（公立保育所の現状と今後の取組について）

○本日の会議に出席した者

委員長	成 松 由紀夫 君
副委員長	北 園 武 広 君
委員	大 倉 裕 一 君
委員	橋 本 徳一郎 君
委員	橋 本 隆 一 君
委員	堀 口 晃 君
委員	増 田 一 喜 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

健康福祉部長 （福祉事務所長兼務）	福 本 桂 三 君
健康福祉部次長 （福祉事務所次長兼務）	吉 田 浩 君
健康福祉部次長 （福祉事務所次長兼務）	辻 田 美 樹 君
生活援護課長	萩 野 賢 志 君
健康推進課長 （こども家庭センター副センター長兼務）	坂 井 健 治 君
重点支援給付金事業推進室長	窪 田 智 昭 君
国保ねんきん課長	高 崎 博 文 君
こども未来課長 （こども家庭センター長兼務）	森 田 克 彦 君
教育部長	田 中 智 樹 君
教育部次長	松 本 康 祐 君
学校教育課長	加 賀 真 一 君
理事兼教育施設課長	稲 本 健 一 君
生涯学習課長 （公民館館長兼務）	泉 宜 孝 君
博物館未来の森ミュージアム副館長	上 角 愛美子 君

建設部

営繕課長 五十嵐 誠 君
財務部
契約検査課長 角 田 浩 二 君

○記録担当書記 村 上 政 資 君

(午前10時00分 開会)

○委員長(成松由紀夫君) それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨並びに企業誘致用地及び新八代駅周辺整備に関連する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知おきを願います。

◎議案第93号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第7号(関係分)

○委員長(成松由紀夫君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第93号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について、健康福祉部から説明を願います。

○健康福祉部長(福祉事務所長兼務)(福本桂三君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)健康福祉部の福本です。本日はよろしくお願いいたします。(「よろしく願います」と呼ぶ者あり)

それでは、議案第93号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第7号、健康福祉部関係分、第3款・民生費及び第4款・衛生費について、吉田次長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長(福祉事務所次長兼務)(吉

田 浩君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)健康福祉部、吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

(「よろしく願います」と呼ぶ者あり)恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

○委員長(成松由紀夫君) どうぞ。

○健康福祉部次長(福祉事務所次長兼務)(吉田 浩君) それでは、議案第93号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第7号中、健康福祉部所管分について、御説明いたします。

予算書、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出になります。

款3・民生費、項3・生活保護費に72万6000円を追加し、補正後の予算額を32億7834万3000円とし、民生費の総額を1つ上、267億9269万4000円としております。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費に120万円を追加し、補正後の予算額を21億6611万4000円としまして、補正後の衛生費の総額を52億7396万1000円としております。

続きまして、12ページをお願いします。

歳出の具体的な内容を御説明いたします。

下段の表、款3・民生費、項3・生活保護費、目1・生活保護総務費で、生活保護事業に伴うシステム改修費として、委託料72万6000円を計上しております。これは、生活困窮者自立支援法等の一部改正により、就労自立給付金の算定方法が改定されたことや進学準備給付金の支給対象者が就職者にも拡大されたことに伴い、生活保護業務におけるシステム改修が必要となったため、委託料を補正するものです。

なお、特定財源としまして、国庫支出金2分の1、36万3000円を予定しております。

13ページをお願いします。

上段の表、款4・衛生費、項1・保健衛生費、

目１・保健衛生総務費です。

がん患者アピアランスケア推進事業に１２０万円を計上しております。これは、がん治療による術後等の外見の変化を生じた際、医療用ウィッグや乳房補整具等を着用することにより、治療後もこれまでの生活を維持できるよう、外見の変化を補完する用具の購入費用の一部を助成するために必要な経費を補正するものです。

助成額は、対象者１人につき対象経費に２分の１を乗じた額と、２万円のいずれか少ないほうの額としております。県が４月１日に遡及しますことから、本市においても同様の対応とし、年間約６０件を見込んでおります。

なお、特定財源としまして、県支出金２分の１、６０万円があります。

以上が、健康福祉部所管分の補正予算の説明となります。御審議のほど、お願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 生活保護事業の計算式がちょっと変わったということを言われたんですけど、具体的にどういうふうになったのか教えてもらえますか。

○生活援護課長（萩野賢志君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）生活援護課の萩野です。よろしくお願いいたします。

算定方法の見直しにおいては、就労自立給付金のほうで一部算定見直しが行われております。

これまでの算定方法としましては、就労収入、いわゆる給与、——仕事を始めてから、その就労収入を保護費と調整する額の１０％を仮想的に積み上げていった額、これが最大６か月間の金額と最低支給額、単身世帯であれば２万円の合計額で最終的な給付金の金額を決定しておりましたが、今回の改正によりまして、１０％の積み上げについては変化はないんですけれども、

最低支給額の２万円、これが基礎支給額というふうな考え方になりまして、単身世帯が２万円であったのが４万円に引き上げられて、かつその４万円が月を追うごとに減額されていくという仕組みになります。

このことによって、短期で生活保護から脱却された方についても一定額の給付金額を確保できるというメリットがございます。

以上が見直しの内容です。よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（大倉裕一君） 衛生費のがん患者への補正予算の件なんですけど、６０人ということなんですけど、どういった背景があって６０人という想定をされたんでしょうか。

○健康推進課長（こども家庭センター副センター長兼務）（坂井健治君） 健康推進課の坂井でございます。よろしくお願いいたします。

６０件の根拠ということですが、熊本労災病院、あと熊本総合病院のがん相談支援センターへのウィッグ等の年間相談件数がおおよそ６０件あったというふうに聞いております。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（大倉裕一君） 労災病院と総合病院に相談があった方が６０名だったということですかね。６０件って、ほかに患者さんのがん患者の方たくさんいらっしゃるんじゃないかと思うんですけど。

○健康推進課長（こども家庭センター副センター長兼務）（坂井健治君） ６０件、こちら相談件数が６０件で、またこれ市内の方に限ったわけでもございませんし、あと、逆に今度は熊本大学病院とかそちらのほうにもいらっしゃいますので、厳密な数字ではございませんが、おおよそ６０件ぐらいではないかと見込んで、こ

の数字で予算の要求をさせていただきました。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 遡ってという形になるんでしょうか、それとも、可決された後に、お金——補助金を受け取ることができるのか、その辺りも、要綱的なところですかね、もう少し御紹介いただければと思います。

○健康推進課長（こども家庭センター副センター長兼務）（坂井健治君） 要綱のほう、こちらですね、県のほうも令和6年の4月1日に遡及ということになっておりまして、当市のほうもですね、まだ要綱のほう、決裁のほう下りておりませんが、そちらの4月1日に遡って実施ということで検討しております。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。
ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（大倉裕一君） がん患者の支援のことでお尋ねをしたんですけども、遡って支給しますということでもありましたし、ある程度概略的な60名というような数字でもあったというふうに思います。ということから不足する可能性もあると考えますので、もし不足した場合にはですね、しっかり補正でも対応していただくようなお願いをしておきたいというふうに思います。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（橋本隆一君） 今の大倉議員と関連して、今後、周知に向けてですね取り組まれると思いますので、今言われましたように周知のほうもですね、徹底して広報紙等、またラジオ等を通じてですね、やっていただきたいと思います。これは要望としてお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で、第3款・民生費及び第4款・衛生費についてを終了します。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時11分 小会）

（午前10時13分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、歳出の第9款・教育費について、教育部から説明をお願いします。

○教育部長（田中智樹君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、議案第93号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第7号中、教育部所管分につきまして、次長の松本より御説明いたしますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育部次長（松本康祐君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）教育部次長、松本でございます。よろしく願いいたします。では、着座にて説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○教育部次長（松本康祐君） では予算書3ページをお願いいたします。

歳出の第9款・教育費に83万7000円を追加し、補正後の額を59億6218万2000円とするものです。

続きまして、予算書5ページの上段をお願いいたします。

第4表の債務負担行為補正でございますが、訴訟事務委託について、今後、訴訟終了までの期間が不確定でありますことから、令和6年度より訴訟契約終了年度までを期間として、債務

負担行為の設定を行っております。

それでは、歳出の具体的内容について説明いたします。

予算書14ページを御覧ください。

一番下の表、款9・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費に83万7000円を計上いたしております。

この学校教育訴訟関係事業でございますが、これは市内小学校における児童への対応について、その保護者から学校の設置者である市に対し、令和6年8月22日に訴状が届いたものです。これに対し、今後の裁判の日程等を考慮し、適正かつ迅速に対応するため、訴訟に関する経費として委託料83万7000円を補正するものでございます。

内訳といたしまして、弁護士へ支払う着手金38万5000円、弁護士への旅費・日当、5万4000円掛ける8回分として43万2000円、手続に要する印紙代、郵送代等の実費立替金2万円となっております。

なお、訴状内容につきましては、原告より閲覧等の制限の申立てが裁判所に提出されており、具体的な内容についてお答えできない部分もございますことに御了承いただければと思います。

以上が、教育部が提案いたしております補正予算・第7号の内容でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 訴訟ということで、訴状の内容も限定されるということみたいなんです。話せる範囲でいいので、どういった内容だったかというのを教えていただけますか。

○委員長（成松由紀夫君） 話せる範囲で結構ですよ。

○学校教育課長（加賀真一君） 学校教育課の加賀でございます。よろしくお願いいたします。

市立学校におきましての児童への対応につきまして、学校の設置者である市に対して損害賠償という部分での訴状の送達がなされておるという事案でございます。

内容につきましては、先ほど次長からありましたとおり制限がかかっていますので、控えさせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（堀口 晃君） 訴状については、話すことはできないということなんですが、そこに至るまでの経緯という部分の中において、保護者の部分と教育委員会もしくはその学校と、ここでの折り合いについてはできなかったから訴状になったんですかね。もういきなり訴訟するというようなことになったのか、ここは答えられますか。

○学校教育課長（加賀真一君） 失礼いたします。

先ほど委員からお尋ねあった経緯につきましては、市教育委員会としても情報のほうは得ておりました。その部分で、当事者と学校のほうでいろいろやり取りをして、教育委員会もちろん関わっております。その部分で、いろいろ熟議してまいりましたが、なかなか平行線のままで折り合いがつかなかったという部分がありました。

以上でございます。（委員堀口晃君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） 努力をした結果ということですね。よろしいですね。

○委員（堀口 晃君） 了解です。はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですね。

なければ、これより採決いたします。

議案第93号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第114号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）

○委員長（成松由紀夫君） 次に、議案第114号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第10款・災害復旧費中、教育部所管分について説明をお願いします。

○教育部長（田中智樹君） それでは、引き続き、議案第114号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第8号中、教育部所管分につきまして、次長の松本より御説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育部次長（松本康祐君） 引き続き、よろしくお願いいたします。では、着座にて説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○教育部次長（松本康祐君） では予算書2ページをお願いいたします。

歳出の10款・災害復旧費、項4・文教施設災害復旧費に260万3000円を追加し、補正後の額においても同額の260万3000円でございます。

それでは、歳出の具体的内容について説明いたします。

予算書の9ページを御覧ください。

上段の表、款10・災害復旧費、項4・文教施設災害復旧費、目1・公立学校施設災害復旧

費に230万円を計上いたしております。これは、令和6年8月29日の台風の影響により、八代支援学校敷地北側斜面において、落石など地形の変化が確認され、土砂崩落の危険性が高まったことから、崩落対策に要する経費について補正するものでございます。

内訳といたしまして、来年度、崩落対策工事を行うための測量や実施設計に要する経費を委託料として100万円、また、崩落部分の土砂等撤去経費を工事請負費として130万円を計上するものです。

別添で、右肩に教育部、教育施設課、生涯学習課と記載してあります議案第114号関係資料を御覧ください。

崩落部分の土砂等撤去につきましては、資料1ページ、2ページでございます。

まず、1ページに八代支援学校及びその周辺を含めた地図を載せております。ここでは、崩落箇所的位置を示しております。

続きまして、2ページ上段はさらに詳しく、航空写真により八代支援学校と近接民家の境界について示したものでございます。

下段の現況写真を御覧ください。

一部崩落した土砂がのり面下に近接する民家の下屋部分まで入り込み、また、不安定となった地盤上部の樹木や土砂が、今後の台風などの影響により、近接する民家にさらに重大な被害を与えるおそれがありますことから、早急な対応を行うため、当該部分の崩落土砂及びその上部にある樹木を撤去するものでございます。

なお、こちらにつきましては、緊急施工として業者に発注済みであり、現在、業者が工事に入るための準備を行っているところです。

特定財源といたしましては、地方債、一般単独災害復旧事業債で経費の全額230万円を予定しております。

予算書9ページにお戻りください。

款10・災害復旧費、項4・文教施設災害復

旧費、目２・社会教育施設災害復旧費に３０万
３０００円を計上いたしております。これは、
今回の台風の影響により破損しました社会教育
センター設備の撤去等に要する経費について補
正するものでございます。

内訳といたしましては、坂本町にあります久
多良木社会教育センターで、窓ガラス２か所の
修繕費用で５万７０００円、また、泉町の仁田
尾社会教育センターで、敷地内の倒木並びにこ
れに伴って傾倒いたしました電灯の撤去費用と
して、２４万６０００円を計上するものです。

再度、議案第１１４号関係資料を御覧くださ
い。

社会教育センターの設備撤去等につきまして
は、資料３ページ、４ページでございます。

３ページは、久多良木社会教育センターの被
害状況でございます。上段は２か所のガラス破
損の場所、下段はその状況写真でございます。

続いて４ページは、仁田尾社会教育センター
の被害状況でございます。上段は、敷地内の倒
木及び電灯傾倒の場所、下段はそれらの状況写
真でございます。

なお、特定財源といたしまして、地方債、一
般単独災害復旧事業債で、経費のうち２０万円
を予定しております。

以上が教育部が提案いたしております補正予
算・第８号の内容でございます。御審議のほど、
よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の
部分について質疑を行います。質疑ありませ
んか。

○委員（大倉裕一君） 八代支援学校の斜面崩
壊のほうですけども、これ仮復旧の費用までで
すよね。本復旧の予定というのはいつ頃実施さ
れる予定なのかというのは分かりますか。

○理事兼教育施設課長（稲本健一君） 委員御
質問のですね、回答とさせていただきたいん
ですけれども、来年度——令和７年度の当初予算

のほうで、今設計を行いまして、来年度の当初
予算のほうに工事費については、計上させてい
ただきたいと思っています。来年度中に工事を
行う予定としております。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 今のは了解しました。

社会教育施設のほうなんですけど、仁田尾社
会教育センターの電灯設備撤去のみなんです
が、これもう不要ということで、今後は使用し
ないという方針でよろしいですか。

○生涯学習課長（公民館館長兼務）（泉 宜孝
君） 生涯学習課の泉でございます。

先ほど委員御質問の仁田尾の社会教育センタ
ーの電灯の撤去の件なんですけど、現在のところ、
撤去するだけということでやっております、
以前からも、こちらの電灯については電気が通
っておらず、使用されていないということで、
撤去するだけという形になります。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で
質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。ありませ
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で、
第１０款・災害復旧費中、教育部所管分につい
てを終了いたします。

執行部入れ替わりのため、小会します。

（午前１０時２７分 小会）

（午前１０時２８分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、歳出の第１０款・災害復旧費中、健康
福祉部所管分について、説明を願います。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（福本桂

三君） 健康福祉部です。

議案第114号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第8号、健康福祉部関係分、第10款・災害復旧費について、吉田次長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（吉田 浩君） 健康福祉部、吉田です。恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（吉田 浩君） それでは、議案第114号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第8号中、健康福祉部所管分について御説明いたします。

予算書2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出になります。

下段の表、款10・災害復旧費、項3・厚生施設災害復旧費に30万円を追加し、補正後の予算額を30万円としまして、補正後の災害復旧費の総額を9億3265万8000円としております。

続きまして、8ページをお願いします。

歳出の具体的な内容を御説明いたします。

下段の表、款10・災害復旧費、項3・厚生施設災害復旧費、目1・保健衛生施設災害復旧費で、保健衛生施設災害復旧事業に30万円を計上しております。これは、令和6年8月29日未明の台風10号により、本市保健センター敷地内にあります自転車駐輪場の屋根が損壊いたしました。屋根材の落下等による危険防止のため、修繕に係る費用を補正するものです。

なお、特定財源としまして全額、市債を予定しております。

以上が、健康福祉部所管分の補正予算の説明となります。御審議のほど、お願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（大倉裕一君） よかったらですね、被害現場の写真を出していただくと、こういう状況だったんだなというふうに分かりますので、今回はもう結構ですので、次回から提出していただくように要望しておきたいと思います。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第114号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第96号・専決処分の報告及びその承認について（令和6年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分））

○委員長（成松由紀夫君） 次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第96号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第3款・民生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（福本柱三君） 健康福祉部です。

議案第96号・専決処分の報告及びその承認について、令和6年度八代市一般会計補正予算・第6号、健康福祉部関係分を辻田次長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（辻田美樹君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部、辻田です。よろしくお願いいたします。失礼して、着座にて説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（辻田美樹君） 議案第96号・専決処分の報告及びその承認について。

議案書は19ページからになります。

それでは、令和6年度八代市一般会計補正予算・第6号について説明させていただきます。

これは令和6年度において、新たに個人住民税が非課税となるなど、低所得となった世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付する物価高騰重点支援給付金について、対象世帯の増加や給付要件の緩和等により、給付費が不足するため補正するもので、対象世帯に速やかに支給を行う必要があったことから、令和6年8月2日に専決処分を行ったものです。

まず、24ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正の下段の表、歳出ですが、款3・民生費、項1・社会福祉費で、補正額1億円を追加し、補正後の予算額は134億9486万6000円としております。

民生費の総額は1つ上になりますが、267億9196万8000円としております。

続きまして、28ページをお願いします。

歳出の具体的な内容を説明させていただきます。

下段の3、歳出の表の款3・民生費、項1・社会福祉費、目6・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費で、補正額1億円を計上しております。

給付対象は、基準日である令和6年6月3日において、住民基本台帳に記載されている方で、令和6年度の個人住民税均等割が非課税となった方のみで構成されている世帯、または、令和

6年度の個人住民税所得割が課せられていない方のみで構成されている世帯となっています。

今回、世帯分離、離婚などによる世帯数の増加や新たな非課税世帯の増加、また、予算編成後に国から示された外国籍の市民を対象とするなどの対象者要件の緩和等により、給付対象世帯数が想定していた2400世帯から1000世帯ほど増加したため、1世帯当たり10万円の給付費として1億円を計上したものです。

なお、特定財源として、国庫支出金の10分の10を予定しております。

速やかに給付を実施するために、対象世帯には既に確認書を送付しており、返送があったものを審査の上、順次給付を行っているところで

す。給付の状況としましては、9月末までに2352世帯、2億3520万円の給付を行っており、対象世帯の74.38%に給付が終了しております。

以上で、議案第96号・専決処分の報告及びその承認についての説明とさせていただきます。御承認のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 今の御説明で2400世帯から約1000世帯増えたというふうなことで1億円ということで、増えた要因というふうな部分の分析なんかはされていますか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○重点支援給付金事業推進室長（窪田智昭君）

皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）重点支援給付金事業推進室の窪田と申します。お答えいたします。

予算編成時なのですが、こちらのほうはですね、概要的なものしか示されておらず、昨年度から実施していた内容の中で想定される世帯数ということで、予算の計上をさせていただいて

おりました。

予算成立後、国から事業の詳細な説明があったこと、給付対象の詳細が判明したこと、その中で、離婚後に子育てをする世帯とかですね、外国籍での市民の方についての要件の緩和、こちらの要件なんです、実は令和5年度は課税で令和6年度に非課税になった世帯ということでの対象だったんですが、外国人の方、前年度税情報がない方でもみなしで、もう本人の申請で非課税であったよということであれば非課税ということで、みなし課税を利用するということも出てきましたものですから、こういったのを含めてですね、世帯数の自然増も含めて1000世帯だったというところで、一応、そういうことで約1000世帯、10万円で1億円ということで計上しております。

以上お答えとします。

○委員（堀口 晃君） よく分かりました。

その中でですね、最初の令和5年度の分については概要であったということで、ちゃんとした、こういうことだよって分かる。その割合の中で外国人の割合というのは、かなりウエートを占めているもんなんです、それともほかに、非課税世帯の増えた要因というのは、何が一番大きな要因だったということが、そこはお分かりになりますかね。

○重点支援給付金事業推進室長（窪田智昭君）

お答えいたします。

現状なんです、外国人の割合というものが、実は物すごく増えたかというところではないです。

実は、対象となる外国人の方に関しては、審査、調査項目がもちろん出てきますので、通常確定されている10万円の支給世帯とは別に、用紙を変えまして、いろんな記述が、——どこにいたとか前にどこにいらしたとかいうのも全部調査する中で、かなりの方がですね、実は対象にならない、要件を満たさないという

方も出てきております。ですので、詳細な数等はですね、まだ全て出ておりませんが、当初1000世帯のところに対象となるかもしれないというところで含まれた方のうちですね、結構な割合の方、半分以上、半数以上の方がやっぱり対象にならなかったというところになって、現状では把握はしております。

ただ、詳細な数については、今後全ての給付業務が終わった後に割合として出す予定でございますので、そこまで、この事業についての詳細というところは、現時点では出てないという形になります。（委員堀口晃君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

○委員（増田一喜君） さっきの説明で、これまで2億数千円ぐらい支払い済みだということだけ、この補正では1億円出ていますよね国庫から。これで足りるんですかね。

次、出てこられた人に対応をして支払う金額というのはこれ1億円で足りるんですかね。足りなければ、市が出さないけんとか。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（福本桂三君） 以前、補正で組んでいただいた分が2億4000万円ございまして、この今回の段階で今度は1億円補正させていただいて、今予算としては3億4000万円ありますので、その中から支給させていただくように考えております。（委員増田一喜君「よろしくどうぞ」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。よろしいですか。

○委員（橋本隆一君） すいません。

給付割合が74%程度ちゅうことだったです。まだ間に合うんですかね。そのもらわれてない方に対してのさらなる周知というのは何かこうありますですか。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（福本桂

三君) 申請期限をですね10月末日ということで今、申請期限がなっております、まだ申請をされていない方に対しましては、再度はがき等で勧奨通知を行う予定としております。

以上です。

○委員(橋本隆一君) もしかしてですね、例えばいろんな障害とかあるいは高齢とか等によってですね、書かれてある内容そのものの理解ができないとかいう方、というのは分からないですよ、本課のほうではですね。

だから、後から聞いてから、あらそれはすりゃよかったという事はないようにしていただきたいと思うんですけども、何か、そういう手だてがあればなと思ったんですが。

○健康福祉部長(福祉事務所長兼務)(福本桂三君) なかなかそこまでは、ちょっと行政としてはなかなか難しいんですけど、1回目を差し上げてまして、それも8月——お盆の前に通知等を差し上げておまして、それが分からない部分だったら家族等がちょっと見てあげるとか、そういう部分の中でちょっと早めに通知が着いておまして、今回についてもまた再度ですね、はがきを送って、分からない部分については、家族等か、知り合いの方にもうちょっと見ていただくというような部分をしていただくようにお願いはしたいところですね。

以上です。(委員橋本隆一君「すいません。ありがとうございました」と呼ぶ)

○委員長(成松由紀夫君) ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員(大倉裕一君) 今、橋本委員から大切なお尋ねがあつて回答もあつたんですけども、役所の仕事は市民のためにですね、立っていただくためにあると言っても過言ではないと思う

んですけど、やはりその通知を出されるときに、御不明な点はお気軽に役所のほうにお問合せくださいという一言、一文を入れとっていただくことが一番大事じゃないかなというふうに思います。

私もそういった方に当たりましたので、橋本委員の質問で今思い出したんですけど、ぜひその辺りですね、部のほうで検討していただきたいと思います。

○委員長(成松由紀夫君) ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、これより採決いたします。

議案第96号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(成松由紀夫君) 挙手全員と認め、本案は承認されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

(午前10時45分 小会)

(午前10時46分 本会)

◎議案第103号・契約の締結について(八代市立博物館大規模改修建築工事)

◎議案第104号・契約の締結について(八代市立博物館大規模改修機械設備工事)

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。

次に、議案第103号・八代市立博物館大規模改修建築工事に係る契約の締結について及び議案第104号・八代市立博物館大規模改修機械設備工事に係る契約の締結については、関連がありますので、本2件を一括議題とし、採決については、個々に行うことといたします。

それでは、本2件について、一括して説明を求めます。

○**営繕課長（五十嵐誠君）** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
営繕課の五十嵐でございます。よろしくお願いいたします。

議案第103号・104号・契約の締結につきましては、関連する工事の契約案件でございますことから一括して御説明いたします。

工事関係につきましては、営繕課、五十嵐のほうから、その後、契約検査課、角田課長より入札・契約関係につきまして説明を行いますので、よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

○**委員長（成松由紀夫君）** どうぞ。

○**営繕課長（五十嵐誠君）** 議案書は43ページから45ページになります。

説明につきましては、別資料の右上、委員会資料、令和6年10月4日文教福祉委員会と記載があります契約の締結について、八代市立博物館大規模改修建築工事、八代市立博物館大規模改修機械設備工事に関する資料にて御説明をさせていただきます。

それでは、資料の2ページをお願いします。

議案第103号の建築工事について説明いたします。

番号、令和6年度営工第15号、件名、八代市立博物館大規模改修建築工事、工事場所、八代市西松江城町12番35号、契約の相手方、株式会社豊岡建設、契約金額2億8798万円、契約予定工期、議決日から令和8年2月27日までとしております。工事の目的は、八代市立博物館大規模改修工事の建築工事を行うものでございます。

次に、工事の概要ですが、改修する博物館の施設の概要は、敷地面積8997.8平米、構造は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建て、床面積3418.31平米でございます。

本議案の建築工事の工事概要といたしましては、展示室などの床、壁、天井の改修、展示ケ

ースの改修、玄関自動ドアの新設を行います。
屋内改修工事一式、屋上防水、玄関アプローチ
タイルや駐車場舗装を改修いたします屋外改修
工事一式、一般エレベーター1基、貨物用エレ
ベーター1基を更新いたしますエレベーター改
修工事一式でございます。

次に、資料3ページをお願いいたします。

議案第104号の機械設備工事について御説明いたします。

番号、令和6年度営工第17号、件名、八代市立博物館大規模改修機械設備工事、工事場所、八代市西松江城町12番35号、契約の相手方、金剛設備工業・向洋設備工業建設工事共同企業体、契約金額5億6430万円、契約予定工期、議決日から令和8年2月27日までを予定としております。工事の目的は、八代市博物館大規模改修工事の機械設備工事を行うものでございます。

次に、工事の概要ですが、本議案の機械設備工事の概要といたしまして、機械設備工事一式で、主な内容といたしまして、給排水・衛生設備、給湯設備、空調換気設備、温湿度自動制御設備、消火設備などでございます。

また、その他といたしまして、本契約案件であります議案第103号の建築工事、104号の機械設備工事以外に電気設備工事を別途工事といたしまして、別発注しております。

次に、資料の4ページをお願いいたします。

博物館の配置図でございます。

図面の右側が県道八代港大手町線でございます。斜線部分が博物館本体を示しております。建築工事にてピンク色部分を駐車場舗装改修を行います。

次に、資料5ページから8ページを御覧ください。

1階から4階部分の平面図でございます。

建築工事の内容を示しているものでございます。黄色で示されているものが屋内改修の範囲

となります。また、水色で示している部分が、一般エレベーターと貨物用エレベーターの部分でございます。ピンクで示されている部分は屋上部分となり、防水改修を行います。

次に、資料 9 ページから 12 ページを御覧ください。

こちら 1 階から 4 階部分の平面図でございますが、機械設備工事の内容をお示ししております。グリーンで示している部分が、空調換気設備と温湿度自動制御設備を改修する範囲でございます。また、ブルーで示しているものが給排水・衛生設備を改修する部分で、主にトイレ改修部分を示してございます。最後に赤で示している部分は消火設備を改修するもので、主に屋内消火栓などを示してございます。

以上、工事関係の概要説明とさせていただきます。引き続き、入札・契約関係につきまして、契約検査課、角田課長より御説明いたします。

○契約検査課長（角田浩二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）契約検査課、角田でございます。よろしく願いいたします。

入札・契約案件につきまして、着座にて御説明をさせていただきますと思います。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○契約検査課長（角田浩二君） 失礼いたします。

それでは、建築工事の入札・契約関係の内容から御説明をいたします。

資料 13 ページをお願いいたします。

1、競争入札に関する事項を御覧ください。

本案は八代市制限付一般競争入札実施要領に基づきまして、令和 6 年 7 月 26 日に制限付一般競争入札に付すことを公告いたしました。ここで申します制限付とは、競争入札参加資格に一定の要件がついていることでございます。

要件の具体的な内容といたしましては、下段の 2、競争入札に参加する者に必要な資格を御

覧ください。

主な要件といたしましては、八代市建設工事共同企業体運用基準に基づきまして、その共同企業体の構成員の数を 2 者または 3 者とし、代表構成員が本市の有資格者名簿における建築一式工事の格付 A 級の登録事業者で、その他の構成員が同じく建築一式工事の A または B 級の登録事業者であり、全ての構成員が八代市内に営業所を有するものとしております。

また、代表構成員につきましては、過去 15 年間の県内の公共工事において、元請として建築工事を施工した実績があるものとしております。さらに、配置技術者に関しましては、1 級建築施工管理技士等の資格を有する者か、建築一式工事の監理技術者を専任で配置することを要件としております。

なお、本件は、令和 6 年 6 月 19 日に、ただいま説明いたしました要件にて制限付一般競争入札として公告し、入札を行いましたが、応札がなく、不調となった案件でございます。

そこで今回、入札を行うに当たりまして、本施設が、市民及び来訪者が利用する文化施設であり、休館が延びることの影響が大きく、早急な復旧を求められていること、また、今回の改修が休館期間内に終了するためには、建築、電気、機械設備の改修工事を連携して進めていく必要があることから、早期の工事着手・完了を図るため、建設工事共同企業体に加え、（2）のとおり、単体有資格事業者として、八代市工事入札参加者資格審査格付要領に基づき、本市の有資格者において、建築工事の格付が A 級であり、市内に本社、本店などの主たる事業所を有するものを参加できるものとしております。

実績及び配置技術者に関する要件につきましては、建設工事共同企業体と同等としております。

最後に、3、開札及び結果を御覧ください。

公告日の翌日から、資格確認申請書及び入札書の受付を行い、建設業法で定める公告、見積り期間を経た8月19日に開札を行った結果、1者より入札があり、株式会社豊岡建設が2億6180万円で落札され、予定価格に対する落札率は98.83%でございます。

なお、契約金額については、落札額に消費税を加算いたしました2億8798万円で議会の議決をいただいたとき、本契約となる条件を付した仮契約を8月26日に締結したところでございます。

続いて、機械設備工事の入札・契約関係の内容を御説明いたします。

4、競争入札に関する事項を御覧ください。

本案は、八代市制限付一般競争入札実施要領に基づきまして、令和6年6月19日に制限付一般競争入札に付すことを公告いたしました。

制限の具体的な内容につきましては、下段の5、競争入札に参加する者に必要な資格を御覧ください。

主な要件といたしましては、八代市建設工事共同企業体運用基準に基づきまして、その共同企業体の構成員の数を2者または3者とし、代表構成員が本市の有資格者名簿における管工事の格付A級の登録事業者で、その他の構成員が同じく管工事のAまたはB級の登録事業者であり、全ての構成員が八代市内に営業所を有するものといたしております。

また、代表構成員につきましては、過去15年間の県内の公共工事において、元請として管工事を施工した実績があるものといたしております。

さらに、配置事業者に関しましては、1級管施工管理技士等の資格を有する主任技術者か、管工事の監理技術者を専任で配置することを要件といたしております。

最後に、6、開札及び結果を御覧ください。

公告の翌日から資格確認申請書及び入札書の

受付を行い、建設業法で定める公告、見積り期間を経た7月10日に開札を行った結果、5者の共同企業体より入札がございまして、金剛設備工業・向洋設備工業建設工事共同企業体が5億1300万円で落札されており、予定価格に対する落札率は98.94%でございます。

なお、当該建設工事共同企業体とは、消費税を加算いたしました契約金額5億6430万円で議会の議決をいただいたとき、本契約となる条件を付した仮契約を7月24日に締結したところでございます。

以上で御説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本隆一君） 工事そのものに関してというよりもですね、この期間に先ほど言われました休館日を設けると思うんですが、大体どれくらいの休館日を設けられる予定なんですか。

○博物館未来の森ミュージアム副館長（上角愛美子君） 失礼します。博物館の上角です。

休館の期間でございますけれども、既に今年度の7月から休館をいたしておりまして、工事期間の来年度いっぱい休館期間としたいと考えております。既にそれにつきましては、広報もいたしております。

以上です。（委員橋本隆一君「分かりました。すいません、知りませんでした。申し訳ないです」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（増田一喜君） 建築のほうなんだけども、単体有資格者業者ということで1者しか応札がなかったっちゃうことですが、これはどういう理由ですかね。

○契約検査課長（角田浩二君） 今、御指摘いただきました件なんですが、指名競争入札であ

れば、通常であればですね、10者指名を行っており、指名と同等の参加者があるところなんですが、一般競争入札につきましては、参加者を見込むことが非常に難しいことでございます。

今回は建築工事のAクラスの有資格者13者、Bクラスの有資格者14者ありますが、建築一式工事でございますので、建築請負金額8000万以上の工事になりますので、建設業法上、配置技術者の選任が必要で、手持ち工事の都合とかもございまして参加を見送られたということも考えられまして、今回は1者のみの入札だったのかなということで考えております。（委員増田一喜君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

まず、議案第103号・八代市立博物館大規模改修建築工事に係る契約の締結については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

次に、議案第104号・八代市立博物館大規模改修機械設備工事に係る契約の締結については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前11時03分 小会）

（午前11時04分 本会）

◎議案第116号・財産の取得について（追認）
（小学校教師用教科書及び指導書）

◎議案第117号・財産の取得について（追認）
（小学校教師用デジタル教科書）

◎議案第118号・財産の取得について（追認）
（中学校教師用教科書及び指導書）

◎議案第119号・財産の取得について（追認）
（小学校教師用教科書及び指導書）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、議案第116号・小学校教師用教科書及び指導書に係る財産の取得について（追認）、議案第117号・小学校教師用デジタル教科書に係る財産の取得について（追認）、議案第118号・中学校教師用教科書及び指導書に係る財産の取得について（追認）及び議案第119号・小学校教師用教科書及び指導書に係る財産の取得について（追認）は、関連がありますので、本4件を一括議題とし、採決については、個々に行うことといたします。

それでは、本4件について、一括して説明を求めます。

○学校教育課長（加賀真一君） 学校教育課の加賀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第116号・財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書及び指導書）、議案第117号・財産の処分について（追認）（小学校教師用デジタル教科書）、議案第118号・財産の取得について（追認）（中学校教師用教科書及び指導書）、議案第119号・財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書及び指導書）につきまして、一括して御説明いたします。それでは、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○学校教育課長（加賀真一君） 議案2ページをお願いいたします。

議案第116号・財産の取得について（追認）

でございます。

1、取得した財産、小学校教科書採択に伴う教師用教科書及び指導書、2、取得金額5618万189円、3、契約の相手方、合名会社庄野学生堂及び合名会社庄野学生堂八代店、4、契約日、令和2年4月1日でございます。

次に、提案理由ですが、予定価格2000万円以上の動産を取得するには、八代市有財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、事前に議会の議決を経た上で契約を締結し、買入れを行うべきでございましたが、議会の議決を経ずに行っていたため、追認を求めるものでございます。

以降の議案につきましては、1、取得した財産名、2、取得金額、4、契約日のみ申し上げます。

3ページでございます。

議案第117号です。1、取得した財産、小学校教科書採択に伴う教師用デジタル教科書、2、取得金額2649万2000円、4、契約日、令和2年4月1日でございます。

4ページでございます。

議案第118号です。1、取得した財産、中学校教科書採択に伴う教師用教科書及び指導書、2、取得金額2320万5514円、4、契約日ですが、令和3年4月1日でございます。

5ページです。

議案第119号となります。

1、取得した財産、小学校教科書採択に伴う教師用教科書及び指導書、2、取得金額1億829万7366円、4、契約日、令和6年4月1日でございます。

続きまして、別途配付しております説明資料、一枚物でそちらを御覧ください。

表題が、議会の議決を経ずに行った教師用教科書及び指導書の購入についてというのがございます。

対象案件は、過去5か年分の4件でござい

まして、それぞれにおける教師用教科書、指導書、デジタル教科書の購入冊数は、令和2年4月分は、教師用教科書7538冊、指導書3361冊、デジタル教科書328冊でございました。

令和3年4月分は、教師用教科書2010冊、指導書979冊でございました。

令和6年4月分は、教師用教科書6898冊、指導書3559冊、デジタル教科書672冊でございます。

次に、発覚した経緯ですが、他の自治体における同様の案件の新聞報道を受けまして確認しましたところ、本市におきましても、議会の議決に付さずに購入していたことが判明したものでございます。

最後に再発防止についてです。

まず、議会の議決に付さなければならない財産の取得基準と関係法令について改めて全庁に周知を行うとともに、契約事務手続を進める際のチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

次に、予算編成過程で該当案件を把握するとともに、事業の着手から完了までのスケジュールを確認し、適切な時期に適切な方法で予算計上することについて徹底を図ってまいります。

以上が、議案第116号から議案第119号の内容でございます。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（増田一喜君） 令和2年4月から、これがちょっとミスったみたいになっておりますけん。それまでちゃんとやってたんでしょ。なぜここでこういうふうな状況が起きてきたんですか。

○学校教育課長（加賀真一君） 先ほど申しましたとおり、認識不足のところもございまして、他自治体の新聞報道を受けて把握をしました。

それ以前につきましても、恐らく教科書の金額は変わっておりませんので、同様の部分で承認を得ていなかったものと思われます。

ただ、課が予算執行に関する文書の保存期間が5年というふうでございますので、5年前まで遡って確認したところ、令和2年、3年、6年、合わせて4件が確認されましたので、今回この4件の承認をお願いするものでございます。

○委員（増田一喜君） ということは、以前もあったということですが、それはようやく5年前から、適正にするようになりましたということですね。（学校教育課長加賀真一君「5年前……、はい。5年前分」と呼ぶ）今後もしのようにきちんとやっていただきたいと思います。今、意見です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（大倉裕一君） 対岸の火事をですね、例に、今回市のほうでも確認をされたというところについてはですね、一定の評価をしたいというふうには思っております。

ただ、市長からの提案もあったわけですが、他市のほうでは、責任を取って記者会見をされたりとかですね、そういったところも拝見をしているところなんですけど、今回八代市は、どこに責任があるというふうに、感じ、認識されているのでしょうか。その点お聞かせください。

○委員長（成松由紀夫君） 責任の所在ですか。答えられる範囲でどうぞ。

○学校教育課長（加賀真一君） まずは、該当する本課であります学校教育課の認識、そこが十分できていません。その部分に、まずは原因があるというふうに本課では考えております。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） この案件はまた、追認分はほかの課もありますので、その辺も含めて質問のほうをお願いします。

○委員（大倉裕一君） 今後の予定として、記者会見開いて、こういった案件がありましたというようなおわびとか、そういったところをされるような計画、そういったものはあるんでしょうか。

○学校教育課長（加賀真一君） 他市等での自治体でも起きておりますので、他市等の状況をこちらでも確認をしまして、またその分、検討したいと考えております。

○委員長（成松由紀夫君） 田中教育部長、何かありませんか、その点。

○教育部長（田中智樹君） 部長の田中です。

今回の案件につきましては、庁内でも慎重審議いたしました結果なんですけども、特に、市民の方々に不利益なことをする、与えたということではございませんので、記者会見等、委員お尋ねのあった分については、現在予定をしております。

○委員長（成松由紀夫君） ほか。

○委員（大倉裕一君） いや部長。

今の不利益という部分はちょっと引っかけますよね。議会にかけなければいけなかった案件を議会にかけてないんですよ。不利益にならないんですか。通常はきちんと議会にかけて、その手続を怠っているわけですよ。事務的なプロですよ。

○教育部長（田中智樹君） 委員のおっしゃることも、もちろん十分理解できるんですけども、今回の件につきましては、その事務手続に一定の認識の違いがあったということでですね、契約の手続自体は正式にしておりますので、その分につきましては、今回はもう追認をしていたくということで、法律的な部分の、——いわゆる瑕疵をこれで治癒していきたいということと考えております。

○委員長（成松由紀夫君） ですね。瑕疵の分ですね。

○委員（大倉裕一君） 追認をせんとは言いま

せん、追認はするけど、行政としての責任をきちっとやっぱり取っていただきたい。そこんところはしっかり受け止めとっていただきたいというふうに思います。

○委員長（成松由紀夫君） 要望ですね。

○委員（大倉裕一君） 教科書の案件について、全部が庄野さんというふうになっているんですが、ほか、これは随意契約で契約をされてた案件なのか、それとも競争入札としてされた案件なのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○学校教育課長（加賀真一君） 今、委員お尋ねの件でございますが、教科書の購入に関しましては、これも国が指定しました供給会社が本県もございます。

本県は、熊本県教科書供給所という発行者が契約を交わしておりまして、その教科書供給所が選定した書店が直接、学校へ納入するというような分になっておりますので、本市におきましては庄野学生堂、そこがその書店となっておりますので、随意契約ということになっております。

○委員長（成松由紀夫君） よかですか。

○委員（大倉裕一君） そこは分かりました。

○委員長（成松由紀夫君） よかですね。

ほかに。

○委員（堀口 晃君） 今の件で、令和2年の4月に2件、5600万円と2600万円、令和3年に2300万円、令和6年に1億800万円というふうなところであるんですが、令和4年、令和5年については、これは対象になってないというか、それどうなっておるんですかね。

○学校教育課長（加賀真一君） 今、委員お尋ねの件でございますが、教科書の改定につきましては、4年に一度改定が行われるものでございます。ですので、小学校に関しましては、今年度2024年が、教科書が変わった年でござ

います。（委員堀口晃君「2024年」と呼ぶ）はい。2024年。その前は、……すみません。令和6年度になります。その4年前、令和2年にまた小学校が変わっております。というように4年ごとに改定があります。

中学校に関してはその1年後になりますので、中学校は令和7年度、——来年度が変わりますので、その前は令和3年度というふうに、4年に1回の改定でございます。（委員堀口晃君「中学校と小学校があるわけだな」と呼ぶ）1年ずれで。（委員堀口晃君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） よかですか。

○委員（堀口 晃君） 了解です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

○委員（橋本徳一郎君） 価格が一括だったり、デジタル教科書が別だったりというのは、これはもう書類のほうから直接抜き出したというもので、ですかね。

それと併せて、中学校にはデジタル教科書というのが入ってないみたいなんです。これはどういことですか。

○学校教育課長（加賀真一君） まずはデジタル教科書関係ですが、もうこれ近年、やっぱりICT教育の推進によって入ってきた分でございますが、令和2年度、小学校教科書部分で教科書とデジタルが分かれています、この分はセット販売で別々の販売がなされておりましたので、こういうふうな部分で分けて示しております。

ただ令和6年に関しましては、それがもうセット購入というふうになっておりますので、令和6年は、一つの部分で示すということになっております。

あと中学校、デジタル教科書はないのかという分ですが、令和3年度に中学校のほうのデジタル教科書購入してますが、2000万円未満

でしたので、この部分の追認には入れていないというふうでございます。（委員橋本徳一郎君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

まず、議案第116号・小学校教師用教科書及び指導書に係る財産の取得について（追認）は、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

次に、議案第117号・小学校教師用デジタル教科書に係る財産の取得について（追認）は、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

次に、議案第118号・中学校教師用教科書及び指導書に係る財産の取得について（追認）は、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

次に、議案第119号・小学校教師用教科書及び指導書に係る財産の取得について（追認）は、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前11時20分 小会）

（午前11時21分 本会）

◎議案第107号・熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、議案第107号・熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長（高崎博文君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課の高崎でございます。よろしくお願いいたします。

議案第107号・熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、失礼いたしましたして着座にて説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（高崎博文君） 失礼します。

議案書51ページを御覧ください。

下段になりますが、提案理由でございますが、広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により、関係地方公共団体の議会の議決が必要となりますことから、提案するものでございます。

内容のうち、説明につきましては、右上に令和6年10月4日、文教福祉委員会、議案第107号・国保ねんきん課と記載しております資料により行わせていただきます。

まず、1、変更の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、令和6年12月2日から現行の被保険者証がマイナンバーカードを基本とする仕組みに移行されることに伴い、被保険者証等の用語を使用している部分について一部変更を行うものです。

次に、2、変更の内容でございます。

規約第4条において、広域連合の処理する事

務として、被保険者の資格の管理に関する事務、医療給付に関する事務などが規定されています。このうち、構成市町村において行う事務は、別表第2に定められていますが、本年12月2日から現行の被保険者証等が発行されなくなることに伴い、被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に変更するものです。

最後に、3、施行期日は令和6年12月2日でございます。

以上で議案第107号・熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 法案の法律との文言整理ということでは一応分かるんですけども、ただ、マイナ保険証の実行状態、実用状態というのはまだまだ低いというのがあるんで、この辺の認識はどういうふうに思われますか。

○国保ねんきん課長（高崎博文君） 今、マイナ保険証の利用が低いというようなことでございましたが、政府のほうでは、マイナ保険証を基本とする仕組みに、もう法律のほうも改正しまして、今進めております。ですので、市としてはいいですか、マイナ保険証の利用に結びつくように、市民の方々が不安を抱かないような努力が必要かなと思っておりますので、これからも進めるところで考えております。

○委員（橋本徳一郎君） 実際、医療機関での利用というのはまだまだ実用段階にないなという印象をずっと受けておまして、まだまだ誤登録なども報告がされているということもあるので、焦ってする必要はないのかなというふうに思います。すいません、意見です。

○委員長（成松由紀夫君） 徳一郎委員、規約の一部変更だから。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第107号・熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手多数と認め、本案は可決されました。

◎議案第111号・八代市国民健康保険条例の一部改正について

○委員長（成松由紀夫君） 次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第111号・八代市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長（高崎博文君） 引き続きよろしくお願いいたします。

議案第111号・八代市国民健康保険条例の一部改正について、失礼いたしまして、着座にて説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（高崎博文君） 失礼します。

議案書は59ページと60ページでございますが、説明につきましては、右上に令和6年10月4日、文教福祉委員会、議案第111号、国保ねんきん課と記載しております資料により行います。

まず、1、改正の趣旨でございますが、先ほどと同じく、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一

部を改正する法律の施行により、令和6年12月2日から、現行の被保険者証がマイナンバーカードを基本とする仕組みに移行されることに伴い、八代市国民健康保険条例における被保険者証に係る規定の削除、字句の整理等を行うものです。

次に、2、改正の内容でございますが、(1)新旧対照表の第11条は、被保険者証の廃止により、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、引用する項番号を改めるとともに、被保険者証に係る規定を削除するものです。

第13条は、免れた、の字句を整理するものです。

(2)罰則に関する経過措置についてでございますが、被保険者の資格の取得及び喪失の届出をしない、虚偽の届出をする、国民健康保険税を納付しない者が被保険者証の返還の求めに応じない、といった行為については、条例改正後も条例改正前と同様の罰則を適用するよう経過措置を定めたものでございます。

最後に、3、施行期日は令和6年12月2日でございます。

以上で、議案第111号・八代市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

○委員（橋本徳一郎君） 被保険者証はまだ、マイナ保険証に関しても整備が不十分という点もありますので、まだ文言を消すのは早いかなという印象があります。（委員増田一喜君「法律だろもん」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） 意見ですね。

○委員（橋本徳一郎君） 意見です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第111号・八代市国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前11時30分 小会）

（午前11時35分 本会）

◎議案第109号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（児童手当法関係）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、議案第109号・児童手当法関係に係る八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）

（森田克彦君） こども未来課、森田です。よろしくお願いいたします。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

議案第109号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について御説明いたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）

（森田克彦君） 議案書は55ページから56ページになります。

説明は、配付しております右上に議案第10

9号関係資料とあります資料にて行います。

まず、改正理由ですが、児童手当について児童手当法の一部が改正され、10月分から拡充されることとなりました。その見直しの1つである児童手当の支給要件に係る所得制限の撤廃及び一定の所得以上の者に対する特例給付が廃止されることに伴い、本条例の字句を整理し、改正するものです。

改正内容としましては、本条例において、個人番号の利用や特定個人情報の提供を可能とし、定めている事務のうち、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務について、児童手当及び特例給付の特定個人情報を取り扱うことが可能とされていることから、今回廃止される特例給付の字句を削除するものです。

施行日は公布の日からといたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第109号・児童手当法関係に係る八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前11時38分 小会）

（午前11時38分 本会）

◎議案第110号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（生活保護法関係）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、議案第110号・生活保護法関係に係る八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○生活援護課長（萩野賢志君） 生活援護課の萩野でございます。よろしくお願いいたします。

議案第110号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、引き続き御説明いたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○生活援護課長（萩野賢志君） 議案書は57ページと58ページでございます。

説明は、配付しております資料にて行います。資料は右上に議案第110号関係資料と記載されているものを用いますので、資料を御覧ください。

まず、改正理由ですが、生活保護法の一部改正により、進学準備給付金が進学・就職準備給付金に改められたことに伴い、改正するものです。

改正内容としましては、本条例において、個人番号の利用や特定個人情報の提供を可能とすると定めている事務のうち、こども医療助成に関する事務について、進学準備給付金の支給に関する特定個人情報を取り扱うことが可能とされていることから、今回改正される進学・就職準備給付金に変更するものです。

施行日は公布の日からといたします。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、これより採決いたします。

議案第110号・生活保護法関係に係る八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(成松由紀夫君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退出ください。

(執行部 退室)

○委員長(成松由紀夫君) 次に、本委員会に付託となっている請願、陳情はありませんが、郵送等にて届いております要望書等については、タブレット端末にて御確認願います。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

(午前11時42分 小会)

(午前11時43分 本会)

◎所管事務調査

- ・教育に関する諸問題の調査
- ・保健・福祉に関する諸問題の調査
- (公立保育所の現状と今後の取組について)

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

まず、8月23日に開催しました文教福祉委員会の所管事務調査において、大倉委員から御質問がありました幼稚園に係る普通交付税の算定について、執行部より発言の申出がっておりますので、これを許します。

○教育部長(田中智樹君) 失礼いたします。

去る8月23日に行われました、文教福祉委員会所管事務調査において、大倉委員より御質問がありました、幼稚園再編による普通交付税への影響についてお答えをいたします。

令和6年度の地方交付税の算出資料より確認いたしましたところ、これまでの算定費目——いわゆる測定単位でございますけども、そこには幼稚園の幼児数という測定単位がございましたが、今年度から新たな算定項目として、こども子育て費という部分が新設され、ほかの子育て関連経費と合わせまして、18歳以下人口を新たな測定単位として算定されることとなっております。

このため、今回の市立幼稚園の再編に当たっては、普通交付税への影響はないということになります。

以上になります。よろしく願いいたします。

○委員長(成松由紀夫君) ただいまの件につきましては、御承知おきを願います。

大倉委員、よろしいですか。(委員大倉裕一君「はい」と呼ぶ)

次に、執行部より、保健・福祉に関する諸問題の調査に関連して1件、発言の申出がっておりますので、これを許します。

それでは、公立保育所の現状と今後の取組について、説明を願います。

○こども未来課長(こども家庭センター長兼務)(森田克彦君) こども未来課、森田でございます。

それでは、公立保育所の現状と今後の取組について御説明いたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）（森田克彦君） それでは、事前に配付させていただいております資料を御覧ください。

少子化に伴い、就学前の児童数は年々減少しており、保育所の利用児童数は、公立、私立においても減少傾向にあります。

このような中、公立保育所においては、平成25年5月に取りまとめた公立保育所の在り方の方針に基づき、民営化や統廃合等に取り組んでいます。今回は園児数が20名を切っており、今後減少する見込みがある、宮地さくら保育園と、泉町の下岳保育園の現状と今後の取組について説明いたします。

まず、宮地さくら保育園の現状でございますが、（1）宮地校区の保育園の園児数の状況です。宮地校区には、令和2年7月豪雨で被災した坂本町にありました、かわたけ保育園が、令和4年7月に校区内に新たに開所しており、現在は公立1園、私立2園の3園となっています。各園の園児数は、宮地さくら保育園が18人、パンビ保育園が59人、かわたけ保育園が55人となっており、私立2園への就園が多くなっています。公立の宮地さくら保育園は定員を大きく割っている状況です。

次に、（2）宮地さくら保育園の園児数の推移です。令和4年度は35人、令和5年度以降から減少が大きくなり、13人減の22人、令和6年度は18人となっています。4歳児、5歳児の園児数が多く、今後、4歳・5歳児が卒園し、新たな入園児がない場合は、令和8年度には10人を切って6人の見込みとなります。

次に、（3）宮地校区の子供の通園状況を見ますと、宮地さくら保育園は15人、パンビ保育園には16人、かわたけ保育園は12人と、

43人の子供が同じ宮地校区内に通園しています。宮地校区外には22園の保育園に48人通園しております。半数以上は校区外の保育園に通園している状況です。

このようなことから、宮地校区では、私立保育園や校区外の保育園の利用を選択される家庭も多く、宮地さくら保育園においては、今後、利用児童がかなり減少することが想定されます。

そこで今後の取組としまして、まずは保育園保護者や地域の皆様に現状を知っていただき、御理解をいただくことが必要と考えます。10月以降に現状について丁寧に説明をまいります。また、11月には令和7年度の入所申込みを開始するため、入園を希望される方に対しても、個別に現状等を説明してまいります。

整理方針につきましては、今後の入所状況を見ながら、継続実施または民営化や統廃合等の検討を行いたいと思います。

次に、②の泉町の下岳保育園です。園児数の状況は、4歳児3人、5歳児2人と計5名となっており、3歳児以下の子供がいない状況でございます。今後、園児数の減少は避けられない状況です。

下岳保育園は泉町唯一の保育園であるため、廃園はしない方針です。現在の状況について、保護者や地域の皆様に説明し、御理解を求めたいと思います。

令和7年度以降は、今後の園児数の状況に応じて分園、休園等の検討を行いたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、本件について何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） まず、宮地校区の保育園の利用状況なんですが、宮地校区外の保育園に預けてられる方の理由というのは何かお聞きになっていますか。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）
（森田克彦君） 宮地校区の子供の家庭が宮地校区外に通園されている理由としましては、やはり勤務先、お仕事の先が校区外にあるとか、そういった理由が主に考えられるかなということを考えております。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。
ほかにございませんか。

○委員（増田一喜君） 宮地さくら保育園がえらい減っているんですね。

十数年前だったかな、民営化するとかどうとか言って、皆さん物すごくこう、やめてくれっちゅうことで騒がれたんですけど、それからぐんぐんぐんと落ちてきているみたい、これ、どういう理由があるんでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） 激減について。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）
（森田克彦君） 全体的に申しますと、児童数、少子化によりまして子供の数が減っているのも理由がございます。また、それに伴いまして、保育園の利用というのも全体的に減っているのが現状です。

今回、宮地校区につきましては、かわたけ保育園さんが坂本町から近くの宮地校区のほうに新たに新設されておりますので、そういった私立の保育園のほうにも園児が少し流れたというのが理由の1つかなと考えております。

○委員（増田一喜君） 私立のほうが多いちゅうのは、まあまあ分かるんですけど、公立でいったら公立のほうが、あれは、保育料は安いんじゃないかなと思って。そこらあたりの差は、何かあるんですか。公立は高いんですか。

○委員長（成松由紀夫君） 公立、私立の差について。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）
（森田克彦君） 現在、保育料については、昨年の9月から無償化をしておりますので、保育料は特に私立、公立、差はございません。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。
ほかにございませんか。

○委員（堀口 晃君） ②の下岳保育園の件なのですが、泉町唯一の保育園であるため廃園はしないという方針はもう決まっているということで、それと、その分園、休園というこの分園と休園をもう少しちょっと分かりやすく御説明していただいていいですか。

廃園はしない、けども、分園、休園はするということこんな話ですんで、そこのところを少しちょっと詳しく話をしてもらえないでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） 分園、休園について。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）
（森田克彦君） 下岳保育園については、廃園はしない方針でございますが、今後、児童数の減少がなりますと、まずは分園という形で、本園を鏡保育園としまして、（委員堀口晃君「鏡保育園」と呼ぶ）園長を下岳保育園に置かず、分園という形で下岳保育園のほうを実施したいと考えております。

メリットとしましては、なかなか園児数が少ないと、集団での保育というのができませんので、分園をすることによって、鏡保育園のほうでいろんな行事等にも参加できるメリットがあるかと思います。

休園につきましては、園児数がもうゼロになった時点で一旦休園をすると考えておるところです。

○委員（堀口 晃君） ありがとうございます。

鏡保育園が主たるところになって分園というふうな形になるという話ですね。了解しました。

あのですね、例えば今4歳児、5歳児、令和6年9月現在ですよ。3人、2人で5人ですよ、今合計がね。あと2年もして、例えばゼロ歳児ももう、あと2年入ってこんやったらもう2年で休園という形になるというふうな、も

う入ってこないでゼロになるんだったらもう休園という形になる。そこはもう空き家になるということになるんですかね、休園になった場合には。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）
（森田克彦君） 一旦休園になりますと、建物自体は使用しないことになりますけれども、今後また入園児がある場合は再開を予定しますので、管理等はしながら、施設の管理していきたいと考えております。（委員堀口晃君「管理はする」と呼ぶ）はい。（委員堀口晃君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 2の下岳保育園の関係でお尋ねをしたいんですけど、宮地校区は民間の保育園とかも合わせて3園あって、校区外のほうに子供たちが通っている児童がこれだけいるんですよという資料があるんですけど、この下岳保育園の通園範囲内に子供さんが何人おってとか、その地域にほかの民間の保育園があったりとか、そういったデータはございませんか。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）
（森田克彦君） 下岳保育園の近隣の保育園で申しますと、東陽校区にございます私立の太陽保育園、こちらが現在定員30名のところ、23名の入園児でございます。

また以前、公立で民営化しております河俣保育園、こちらが定員20で現在入園児が12名ということになります。

こちらが主に近い、近隣の保育園ということになります。ですので、下岳保育園のほうに通園できないということであれば、こういった近隣の保育園を御紹介していくといったところになるかと思います。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。

今の御説明いただいた太陽保育園と河俣保育園に、泉町のほうから利用されている方がいらっしゃるんですか。河俣保育園と太陽保育園。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）
（森田克彦君） 申し訳ございません、今手元にちょっと情報がございませんので。

ただ泉町の園児さんも、校区外の保育園を利用されている御家庭も、一部ございます。

○委員長（成松由紀夫君） 一部あるちゅうことね。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）
（森田克彦君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 分かりました、はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で、公立保育所の現状と今後の取組についてを終了します。

執行部は御退室ください。

（執行部 退室）

○委員長（成松由紀夫君） そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、文教福祉委員会を散会いたします。

(午前 11 時 58 分 閉会)

八代市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

令和 6 年 10 月 4 日

文教福祉委員会

委員長